

食関連産業振興関係行事に関する後援等事務処理要領

令和3年4月1日施行

1 趣 旨

経済部食関連産業局食産業振興課（以下「当課」という。）の所掌事務に係る各種行事に対する後援及び共催（協賛、賛助等を含む。以下、「後援等」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 承認基準

後援等を承認することができる各種行事は、次の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 事業内容が当課で所掌する食関連産業の振興など、道行政に寄与すると認められること。
ア 食関連産業の振興などに資する事業、道の取り組みを補完する事業であること。
- (2) 事業内容が法令等に反しないこと。
ア 法令のほか、公序良俗に反しないものであること。
- (3) 事業内容が営利等を目的としていないこと。
ア 収支計画で大幅な収益を見込むなど、営利を目的としていないこと。
イ 特定の者・団体の利益、利便を図るものでないこと。
ウ 特定の政治的、宗教的団体が実施するものでないこと。
- (4) 事業の実施が確実と認められること。
ア 収支計画に無理がなく、実施体制が整っていること。
- (5) その他、道が後援することに特段の問題が想定されないこと。
ア 道が後援することに対し、特に道民からの異論が想定されないこと。
- (6) 北海道エコイベント指針（平成20年10月6日策定）に則り、環境負荷の低減に配慮していること。

3 申請手続

後援等の申請は、次の事項を確認できる書類（電子データ可）を提出することとする。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事開催の趣旨及び過去の経緯
- (3) 主催者名及び役職員名
- (4) 道以外の後援予定者
- (5) 開催の時期及び場所
- (6) 行事の参加者または応募者の内訳数（予定を含む。）及びその対象範囲
- (7) その他（開催要領案、収支計画書、エコチェックシート、入場料徴収の有無、担当者の連絡先等）

4 承認手続

- (1) 前記3に基づく申請があった場合は、当該行事の内容が前記2に定める承認基準に適合するか否かを審査の上、当課課長が決定するものとする。
- (2) 後援等を承認するにあたっては、必要に応じて条件を付するものとする。
また、申請の内容に変更があった場合には、速やかに報告するようあらかじめ主催者に申し入れるものとする。
- (3) 後援等に関する通知書は、別記様式により作成するものとする。

5 監督指導

承認後において、次により監督指導するものとする。

- (1) 各種行事の主催者又は関係者が、この基準の趣旨に反する行為を行わないよう注意すること。
- (2) 各種行事の主催者又は関係者が、この基準の趣旨に反する行為を行っている疑いがあるときは、必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者に対し必要な措置を講じさせるものとする。

6 結果の報告

主催者は、各種行事が終了したときに、速やかにその結果を当課に報告するものとする。

7 経 費

各種行事の実施に要する経費については、予算の定めのある場合を除き、道において一切負担しないものとする。

8 共催の基準等

食関連産業の振興などに関する各種行事の実施にあたり、特に必要があると認められる場合は、道は後援に関する前各号の諸規定を準用の上、共催するものとする。

ただし、道が積極的に参加して実施する必要がある場合に限るものとし、形式的な意味における共催は行わないものとする。